

【就労について】	
① 医師から指示されている療養期間について	1. 令和 6 年 5 月頃まで 2. その他 ()
② 本人の就労可能と思っている時期について	1. 令和 6 年 4 月頃まで 2. その他 ()
③ 就労可能になれば、就労する意思がありますか	① ある 2. ない (理由:)
【日常生活について】	
毎日の過ごし方について (複数回答可)	① 一日のうち (4) 時間くらい横になっている 2. 寝ていなければならない状態ではない ③ テレビを見たり、ラジオを聴いている ④ 新聞を読んだり、読書をしている ⑤ 家事をしている 6. 買い物に出掛けたり、散歩をしている 7. 家族や友人と話をしている 8. ジョギングなどの運動をしている 9. その他 ()
【その他】	
連絡状況について	1. 現在の症状等を連絡する際、どなたに連絡していますか (所属先 カメラのキタムラ ○○/○○店) (氏名 ○○ ○○ 店長) 2. 連絡頻度 月 () 回・週 (1) 回・連絡していない 3. 連絡者 本人から・家族等から (関係:) 4. 連絡方法 電話・メール・面談・その他 ()
雇用保険 (失業保険) について	① 手続きはなにもしていない 2. 療養のため延長申請している (申請日: 令和 年 月 日) 3. 申請して受け取っている (受給期間: 令和 年 月 日 ~ 年 月 日) 4. 申請したが受け取っていない (申請日: 令和 年 月 日)

《健康保険法》

第59条 (文書の提出等) 保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者 (当該保険給付が被扶養者に係るものである場合には、当該被扶養者を含む。第121条において同じ。) に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

第120条 保険者は、偽りその他不正行為により保険給付を受け、又は受けようとした者に対して、6月以内の期間を定め、その者に支給すべき傷病手当金又は出産手当金の全部又は一部を支給しない旨の決定をすることができる。ただし、偽りその他不正の行為があった日から一年を経過したときは、この限りでない。

第121条 保険者は、保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第59条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

注) 記入された内容について、資料の追加をお願いしたり、関係諸機関 (医療機関の担当医師、所属事業所長等) に照会することがあります